



佐賀県公報

平成19年
7月20日
(金曜日)
第 12932号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サー

ビス事業所の名称の変更

(三八五・長寿社会課) 一
二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更

(三八六・
")

○道路の区域の変更

(三八七・道
路課) 二
三

○道路の供用開始

(三八八・
")

○道路の区域の変更

(三八九・
")

○落札者等の公示

(三九〇・
")

○大規模小売店舗の新設に関する公示

(三九一・
")

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(三九二・
")

○教育委員会事項

(情報・業務改革課) 四
(商工課) 四
(下水道課) 五
(公告) 六

○平成十九年度佐賀県立高等学校・中学校生徒募集定員

(公告) 八

○公安委員会事項

(公告) 九

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施
- 機械警備業務管理者講習の実施

○ 告 示

●佐賀県告示第三百八十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第一百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年七月二十日												佐賀県知事 古川 康					
サービスの種類														名 称	所在地	変更年月日	
新	旧	新	旧	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新				
新	旧	新	旧	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	
浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	浜玉荘	
浜玉荘デイサービス																	
通所介護及び介護予防通所介護	訪問入浴介護及び介護予防訪問介護	訪問入浴介護及び介護予防訪問介護	訪問入浴介護及び介護予防訪問介護	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	潮荘ホームヘルプサービス	潮荘ホームヘルプサービス	潮荘シヨートステイサービス	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ	社会福祉法人からつ福祉会潮荘シヨートステイ
唐津市浜玉町東山田二三九番地																	
唐津市浜玉町東山打上																	
唐津市鎮西町打上																	
八番地一九																	
唐津市榮町二五八																	

●佐賀県告示第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川康

短期入所生活介護及び介護予防通所介護	短期入所生活介護	訪問介護及び介護予防訪問介護	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護	短期入所生活介護及び介護予防通所介護	短期入所生活介護	作礼荘訪問入浴サービス	作礼荘訪問入浴サービス	作礼荘ホームヘルプサービス	作礼荘ホームヘルプサービス	ひれふりランド・デイサービスセンター	浜玉荘	浜玉荘ショートステイサービ
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	新	浜玉荘
唐津市相知中山デイサービスセンター	特別養護老人ホーム作礼荘	唐津市相知中山デイサービス	ス	作礼荘訪問入浴介護事業	デイサービスセンター作礼荘	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市相知町中山	唐津市浜玉町東山田二三九番地一	唐津市浜玉町渕上二六〇番地一	唐津市浜玉町渕上二六〇番地一	浜玉荘
三七八〇番地二				三五四四番地一									

名 称	所 在 地	変更年月日
栄荘居宅介護支援センター	唐津市栄町二五八八番地一九	平成一九・一
宅介護支援センター	唐津市浜玉町東山田二三九番地一	
社会福祉法人からつ福祉会栄荘居	唐津市浜玉町東山田二三九番地一	
浜玉荘居宅介護支援センター	唐津市浜玉町渕上二六〇番地一	
浜玉荘	唐津市浜玉町渕上二六〇番地一	
作礼荘在宅介護支援センター	唐津市相知町中山三五四四番地一	
作礼荘	唐津市相知町中山三五四四番地一	

●佐賀県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川康

一般国道 二〇四号		道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
前	後	後 変更前	変更前	古川康
七・〇	六三・〇	一〇・〇	六八・〇	メートル幅員
四四〇・〇		四四〇・〇	メートル延長	
唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ	唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ			
四二四番一〇地先から	四二四番一〇地先から			
唐津市鎮西町名護屋字殿山一四	唐津市鎮西町名護屋字殿山一四			
二〇番一地先まで	二〇番一地先まで			
唐津市鎮西町名護屋字殿山一四	唐津市鎮西町名護屋字殿山一四			
二〇番一地先まで	二〇番一地先まで			

●佐賀県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市呼子町殿ノ浦字ミズシリ四二四番一〇地先 から 唐津市鎮西町名護屋字殿山一四二〇番一地先まで	平成一九・七・二〇

●佐賀県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川康

道路の種類
及び路線名

区間

道路の
区城

変更前

変更後

延長

メートル

メートル

メートル

県道 佐賀川久保 鳥栖線	神埼市神埼町城原字山崎一二四 ○番地先から 二番一地先まで	神埼市神埼町城原字熊谷一四九 ○番一地先から 二番一地先まで	四七・〇 一〇・九 三四一・二
前	二〇・〇	後	四七・〇 一〇・九 三四一・二

●佐賀県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十日から平成十九年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 国 境			変更前 幅員 メートル	変更後 幅員 メートル
	区	間	域		
神埼市神埼町城原字熊谷一五〇	後	110・八	11110・七	六番三地先から	六番三地先から
神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	後	110・一	11111・〇	番一地先まで	番一地先まで
神埼市神埼町城原字熊谷一五〇	後	110・八	11111・〇	六番三地先から	六番三地先から
神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	後	110・七〇	11111・〇	神埼市神埼町城原字熊谷一五〇	神埼市神埼町城原字熊谷一五〇
神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	前	110・八	11111・〇	六番三地先から	六番三地先から
神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	前	110・七〇	11111・〇	神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七
神埼市神埼町鶴字秀鶴一〇五七	前	110・八	11111・〇	番一地先まで	番一地先まで

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年7月20日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長　志　波　幸　男

佐賀県知事　古　川　康

- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
- 平成19年7月20日

- 1 購入物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピューター式 1,453台
- 2 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日
平成19年4月18日
- 4 落札者を決定した日
平成19年5月30日
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリH&G佐賀神埼店・ファミリーマート神埼本告牟田店
佐賀県神埼市神埼町本告牟田737番地5 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 大規模小売店舗を設置する者
(ア) 株式会社コメリ

	代表取締役 棒 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1
(イ) 石井 日出登 佐賀県神埼市神埼町本告牟田739番地2 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者	(イ) 建物B南側 10.56立方メートル (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (ア) 株式会社コメリ 午前9時から午後8時まで
(ア) 株式会社コメリ 代表取締役 棒 雄一郎 新潟県新潟市南区清水4501番地1	(イ) 株式会社ファミリーマート 24時間営業 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
(イ) 株式会社ファミリーマート 代表取締役 上田 準二 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号	ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地西側 3箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯 (ア) 荷さばき施設A 午前6時から午後9時まで (イ) 荷さばき施設B 24時間
(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月4日	2 届出年月日 平成19年7月3日
(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,138平方メートル	3 關係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 (イ) 建物A・建物B北側 50台 (イ) 建物B南側 15台 イ 駐輪場の位置及び収容台数 (イ) 建物A北西側 6台 (イ) 建物B北西側 10台 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 (ア) 建物A北側 72平方メートル (イ) 建物B南西側 36平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (ア) 建物A内北東側 6.93立方メートル	(2) 縦覧期間 平成19年7月20日から 平成19年11月19日まで
4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。	_____
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第	

20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年7月20日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

唐津都市計画下水道 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部下水道課

○ 縦覧概要

平成20年度佐賀県立高等学校・中学校生徒募集定員は、次のとおりです。

平成19年7月20日

佐賀県教育委員会
委員長 安永 宏

1 平成20年度佐賀県立高等学校生徒募集定員
〔全日制課程〕

学校名	学科・コース名	学級数	定員	計
1 烏栖 普通科		6	240	240
2 三養基 普通科		5	200	200
3 神埼 普通科		4	160	160
4 佐賀東 普通科	普通科体育コース	7	280	320
5 佐賀西 普通科		8	320	320
6 佐賀北 普通科	普通科芸術コース	1	40	40

7 致遠館 (※1)	普通科人文コース 理数科	3 3	120 120	240 240
8 小城	普通科	6	240	240
9 唐津東	普通科	6	240	240
10 唐津西	普通科 普通科英語コース	5 1	200 40	240
11 嶺木	普通科	4	160	160
12 唐津青翔	普通科	4	160	160
13 伊万里	普通科	6	240	240
14 武雄	普通科 (新設)(※2)	7	280	280
15 白石	普通科	4	160	160
16 鹿島	普通科 普通科理数コース	4 1	160 40	200
17 太良	普通科	2	80	80
18 牛津	生活経営科 服飾デザイン科 食品調理科・食品栄養コース 食品調理科・調理師コース	1 1 1 1	40 40 40 40	160
19 高志館	食品流通科 園芸工学科 緑地土木科	1 1 1	40 40 40	120
20 唐津南	生産技術科 食品流通科 生活教養科	1 1 1	40 40 40	120
21 伊万里農林	生物生産科 食品化学科	1 1	40 40	120

		森林工学科	1	40				
22	佐賀農業	生産科学科	1	40	160			
		食品産業科	1	40				
		生活文化科	1	40				
		農業土木科	1	40				
23	鳥栖工業	機械科	2	80	240			
		電子機械科	1	40				
		電気科	1	40				
		建築科	1	40				
		土木科	1	40				
24	佐賀工業	機械科	2	80	280			
		電気科	2	80				
		電子情報科	2	80				
		建築科	1	40				
25	唐津工業	機械科	1	40	160			
		電気科	1	40				
		建築科	1	40				
		土木科	1	40				
26	有田工業	機械科	2	80	200			
		電気科	1	40				
		セラミック科	1	40				
		デザイン科	1	40				
27	塩田工業	機械科	1	40	160			
		情報技術科	1	40				
		電気科	1	40				
		建築科	1	40				
28	鳥栖商業	商業科	3	120	200			
〔定時制課程〕								
		学校名		学科・コース名	学級数	定員	計	
		1 烏 価		普通科	1	40	40	
		2 烏 価 工 業		機械・電気科	1	40	40	

平成19年7月20日(金)

3	佐賀工業	機械・電気科	1	40	40
4	有田工業	セラミック・デザイン科	1	40	40
5	佐賀商業	総合文化科	1	40	40
6	唐津商業	商業科	1	40	40
7	伊万里商業	商業科	1	40	40
県 合 計			7	280	280

2 平成20年度佐賀県中学校生徒募集定員

学校名	学級数	定員
致遠館中学校	4	160
唐津東中学校	3	120
香楠中学校	3	120
武雄青陵中学校	4	160

○ 受講申込書類

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法
第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証
(以下「旧資格証」という。)を有する者

(2) 受講定員

50人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年8月2日(木曜日)から平成19年8月8日(水曜日)までの午
前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 申込先及び方法

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・

刑事課(住所地及び営業所の所在地がいざれも佐賀県外である者は、県内
いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください。

(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施します。

平成19年7月20日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 旧資格者証の写し

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、23,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。
なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講し

1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

なかつた場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

平成19年7月20日

佐賀県公安委員会
委員長 内田 健

1 期日

平成19年9月5日（水曜日）から平成19年9月7日（金曜日）までの3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設（佐賀市大和町大字川上4583番地1）

3 受講定員

20人（予定。先着順とする。）

4 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成19年8月3日（金曜日）から平成19年8月9日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいざれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）

なお、郵送による申込みは受け付けません。

(3) 提出書類

受講申込書

5 講習手数料等

(1) 講習手数料は、38,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかつた場合でも返還はできません。

6 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

7 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）

申購
込読
料先

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月二十日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷